第二十五条の十二第八項第二号ロ中「（第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。）」を削る。

第二十五条の十二の二第四項第二号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。）」を加える。

第二十五条の十二の三第十項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡を」に改め、同条第十二項中「ものの譲渡」の下に「（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）」を加える。

第二十五条の十三第五項中「又は法」を「、法」に、「を添付して法第三十七条の十四第五項第一号」を「若しくは法第三十七条の十四第十項に規定する財務省令で定める書類を添付して同条第五項第一号」に改め、「提出（」を削り、「をいう。以下この項、第三十二項、第三十三項及び第三十七項並びに第二十五条の十三の六第一項において同じ。）」を「をする場合、同項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項（以下この項において「勘定廃止通知書記載事項」という。）若しくは法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項（以下この項において「非課税口座廃止通知書記載事項」という。）を記載して非課税口座開設届出書の提出をする場合又は非課税口座開設届出書の同条第五項第一号に規定する提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供」に、「又は非課税口座廃止通知書を」を「、非課税口座廃止通知書若しくは同条第十項に規定する財務省令で定める書類を」に、「提出をする」を「同条第五項第一号に規定する提出をする場合、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項を記載して非課税口座開設届出書の提出をする場合又は非課税口座開設届出書の提出（同号に規定する提出をいう。以下この項、第三十三項、第三十四項及び第三十八項並びに第二十五条の十三の六第一項において同じ。）と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をする」に、「又は非課税口座廃止通知書が添付されたもの」を「、非課税口座廃止通知書若しくは法第三十七条の十四第十項に規定する財務省令で定める書類が添付されたもの、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの又は当該非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるもの」に改め、「交付」の下に「又は電磁的方法による非課税口座廃止通知書記載事項の提供」を加え、「が添付された非課税口座開設届出書」を「若しくは法第三十七条の十四第十九項後段に規定する書類が添付され、又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるものを含む。）」に改め、同条第十二項第十号中「若しくは当該非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）」を削り、「ものを除く」の下に「。第三十項第一号において同じ」を加え、「上場株式等で」を「上場株式等（その取得に金銭の払込みを要するものを除く。）で」に改め、同条第二十五項第二号中「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同条第二十六項中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「第三十九項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第三十八項から第四十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十七項中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三十四項」を「第三十五項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第二十九項の次に次の一項を加える。

30　法第三十七条の十四第五項第六号ハに規定する政令で定める上場株式等は、非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる行使又は取得事由の発生により取得する上場株式等で、金銭の払込み（当該金銭の払込みが当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われるものに限る。）により取得するもの（当該上場株式等の取得の対価として当該金銭の払込みのみをするものに限る。）とする。

一　当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等（以下この項において「特定非課税口座内上場株式等」という。）について与えられた新株予約権の行使

二　特定非課税口座内上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

三　特定非課税口座内上場株式等について与えられた株式（出資を含む。）の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該特定非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）の行使

四　特定非課税口座内上場株式等について与えられた所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生又は行使

第二十五条の十三の二第一項中「前条第三十四項」を「前条第三十五項」に改める。

第二十五条の十三の六第三項中「第二十五条の十三第三十六項」を「第二十五条の十三第三十七項」に改め、同条第六項中「届出書」の下に「、通知書」を加える。

第二十五条の十三の八第二十項中「第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」を「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同項の表第二十五条の十三第十二項（第十一号を除く。）の項中「第十一号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十五条の十三第十二項第十号	非課税口座に	未成年者口座に
	非課税管理勘定	非課税管理勘定又は継続管理勘定
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等
	付された新株予約権	付された新株予約権若しくは当該未成年者口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該未成年者口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）
	上場株式等（その取得に金銭の払込みを要するものを除く。）	上場株式等